

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	介護予防・日常生活支援総合支援事業に係る指定事業者の指定・更新の指定
根拠法令及び条項	介護保険法第115条の45の3、第115条の45の5、第115条の45の6 蓮田市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱第3条、第4条
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）
	<p>【内容】（※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） （指定事業者の基準等）</p> <p>第3条 前条第2項の規定により指定を受けた事業者（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。以下「指定事業者」という。）は、当該指定に係る事業所ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に従い事業を行わなければならない。</p> <p>(1)訪問型サービス（第1号訪問事業）</p> <p>ア 訪問介護相当サービス（医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされたものによる当該指定に係る訪問型サービスを含む。）施行規則第140条の63の6第1号イに規定する基準（旧介護予防訪問介護に係るものに限る。）</p> <p>イ 訪問型サービスA市長が別に定める基準</p> <p>(2)通所型サービス（第1号通所事業）</p> <p>ア 通所介護相当サービス（医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされたものによる当該指定に係る通所型サービスを含む。）施行規則第140条の63の6第1号イに規定する基準（旧介護予防通所介護に係るものに限る。）</p> <p>イ 通所型サービスA市長が別に定める基準</p> <p>ウ 短期集中予防サービスC市長が別に定める基準</p> <p>(3)前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業市長が別に定める基準（指定の更新）</p> <p>第4条 法第115条の45の6第1項の指定の更新を受けるときは、様式第1号の蓮田市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定（更新）申請書に、必要書類を添付し、指定期間の満了日の1月前までに事業所ごとに申請するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の申請があったときは、当該指定の適否について決定し、指定の更新を行う場合にあつては様式第2号の蓮田市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定（更新）通知書により、指定の更新を行わない場合にあつては様式第3号の蓮田市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者不承認通知書により、申請者に通知するものとする。</p>

審査基準 設定年月日	平成29年3月7日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。) 期間(申請のあった日から60日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠:第6条において準用する第4条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成29年3月7日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	健康福祉部 長寿支援課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。